○農林水産省告示第百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県愛甲郡清川村宮ケ瀬字吹風一五五五、字金沢一六八八の五、一六八九の九、一六九二の一、一六九二の五、一六九二の一〇、一六九二の一三、一六九二の二五、一六九三の二、字瀧ノ沢一七一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神奈川県相模原市緑区千木良字尾上峰一七の一、一八、一九、二〇のイの二、二一のイの一、二二の口、二三、二四の三、二四の四、二四のイの一、二四のイの二、二四の八、二五、字松枝峰一五一の一、一五二、一五三、字柳久保一五八の三、一五八の四、一五九の三、一五九の四、一六三の四、字景信山一六二二の一、一六二二の五、一六二二のイの二、一六二二の口、一六二二のニ、緑区小原字ヌタノ久保四五の一から四五の四まで、四七の一、字白澤八九の二、九〇、九一の一、九二、字日陰一三四の口の一、字大明神二六八のイ・二六八の口（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字西入二九三の一、字栗原三一二、三二六のイの一、三二六のイの二、三二六の口、字スケノ沢三五六の二、三六二のイの二、三六二の口

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡筑北村坂井字根場一〇〇一七の一、一〇〇一七の二・一〇〇二二の二（以上二筆国有林）、一〇〇一七の三、一〇〇一八から一〇〇二一まで、一〇〇二二の一、字新屋九七七八から九七八〇まで、西条字白坂砥石沢一〇の四、字西上七六七の二六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字新屋九七七八から九七八〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
413302	加藤　武則
413304	多田真紀子
413306	久保　文人
413308	小林　靖明
413310	藤尾　竜生
413312	吉田　尚志
413314	森　健太
413316	平山　友即
413318	細田　典義
413320	小木曽尚史
413322	阿部　美幸
413324	竹内　祐太

○経済産業省告示第七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年一月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	（変更後）	（変更前）
107559	齋藤　俊	齊藤　俊
407284	岡田　啓子	谷口　啓子
412887	大滝　綾乃	伊豆川綾乃

○経済産業省告示第八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
106486	堀　昭男
208455	岡村　充康
211648	星野　純
214335	早野　豊二
407284	谷口　啓子

○経済産業省告示第九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十七年一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
203523	中西　芳夫
300342	古川　弘

○経済産業省・環境省告示第三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第七十六条第一項の規定により、情報処理センターの指定をしたので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十七日

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

一　名称　一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構

二　住所及び事務所の所在地　東京都港区芝公園三丁目五番八号機械振興会館四〇六の二